

# 公益財団法人こどもたちと共に歩む会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、公益財団法人こどもたちと共に歩む会と称し、英文では、**Walking Together Hand-in-Hand with Children Foundation** と表示する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。また、これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### (目的)

第3条 当法人は、虐待や家庭内暴力などの問題が深刻化する現代社会において、虐待のない社会の実現に向けて、こどもたちの安全と幸福を守ることを目的とする。

### (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被虐待児童及び家庭内暴力を受ける児童を保護する施設等への支援
  - (2) 児童虐待の防止を目的とする各種事業・団体・NPO 法人等を支援する事業
  - (3) 児童虐待及び家庭内暴力防止に向けての啓発活動
  - (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の各事業については、日本全国において行うものとする。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の拠出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる拠出財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

### (財産の種類別)

第6条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）
- (2) その他評議員会で、基本財産とすることを決議した財産
- (3) 設立日以後に不可欠基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産

（基本財産の維持及び処分）

第7条 基本財産について、当法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により不可欠基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

（事業年度）

第8条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第9条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の

書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間（また従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するものとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

（評議員）

第12条 当法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

（評議員の選任等）

第13条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第179条から195条の規定に従って評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける  
金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と  
生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する  
評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものである  
こと。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又  
は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）  
又は業務を執行する社員である者

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることがで  
きない。

4 評議員に変更があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のも  
のに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任  
期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了  
又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、  
なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。また評議員に対してその職務を行うために要  
する費用を支払うことができる。

## 第2節 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び評議員並びに監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

（開催）

第18条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

（招集権者）

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第20条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、議案の概要を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第21条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

- く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 理事・評議員・監事の解任
  - (2) 評議員に対する費用等の支給の基準
  - (3) 定款の変更
  - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

## 第4章 会長等

(会長及び副会長)

第25条 当法人は、会長1名及び副会長2名以内を置くことができる。

- 2 会長は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

(選任等)

第26条 会長及び副会長は、理事会において選任する。

(任期)

第27条 会長及び副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

第28条 会長及び副会長は無報酬とする。

2 会長及び副会長には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(役員等)

第29条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、2名を代表理事とし、3名以内を一般法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 理事会は、前項で選定された代表理事のうち1名を理事長に選定する。

4 理事会は、第2項で選定された業務執行理事の中からその決議によって副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は2名以内、専務理事は1名とする。

5 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、理事会は、この定款に定めるところにより、当法人の業務執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

- 4 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠により選任された理事又は監事の任期は前任者の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第2節 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第38条 通常理事会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事のうち理事会が定めた1名及び監事は、前項の議事録に記名・押印する。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

### (解散)

第44条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分等)

第46条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 事務局

### (設置等)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員の任免は理事会が行う。ただし、事務局の職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に

定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 主たる事務所および従たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 評議員、理事、監事の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めるところのほか、第50条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 会員

(会員)

第49条 当法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第51条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第52条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

(設立時評議員)

第1条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	橋本 徹
	千本祥子
	大角幸枝
	蓑田秀策
	木南陽介
	増沢 高
	竹内美紀

(設立時役員等)

第2条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	小長啓一
	千本倅生
	川口順子
	二川一男
	日比谷潤子
	山口明夫
	三宅卓
	後藤和寛
	石田昌隆
	高田治
	小林英夫
設立時代表理事	小長啓一
設立時代表理事	千本倅生
設立時監事	小谷野幹雄

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第3条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。  
東京都港区赤坂八丁目11番38-1102号

(最初の事業計画等)

第4条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第5条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年4月30日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第6条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。  
住 所 東京都大田区田園調布三丁目28番12号  
設立者 千本 倅生

(法令の準拠)

第7条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

設 立 者 東京都大田区田園調布三丁目28番12号  
千 本 倅 生

## 拠 出 財 産 目 録

現金 300万円

変更履歴

令和5年5月21日制定

令和6年6月28日改正

令和7年4月30日改正

以 上